

八戸市超帰省応援事業お試し旅「私のすすめる八戸旅」
企画競争実施要領

令和8年4月

(総合政策部 若者活躍応援課)

この要領は、八戸市が実施する「八戸市超帰省応援事業」の委託に係る企画競争（以下「企画競争」という。）の実施及び契約締結において留意すべき事項を示したものであり、企画競争への参加を希望する者は、以下の事項及び別紙「八戸市超帰省応援事業お試し旅「私のすすめる八戸旅」業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容を承知の上、必要書類を提出するものとする。

1. 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

2. 選定数

応募のあった企画提案を審査の上、1事業者を選定する予定。

3. 事業期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

4. 応募条件

企画競争に参加する者は、参加申込時点において、八戸市内に本店又は支店等を有する者で、(1)または(2)の区分に応じた要件を全て満たす法人等（個人、法人又は任意の団体をいう。以下同じ。）とする。

なお、複数者での参加も可能とし、その場合は(3)に留意すること。

(1) 八戸市の令和8・9年度競争入札参加資格者名簿（工事種別、営業種目等は問わない）に登録されている者

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

②八戸市から指名停止を受けていないこと。

③当該業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。

(2)(1)以外の者

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、八戸市における一般競争入札に参加できない者でないこと。

②国及び地方自治体の指名停止措置を受けていない又は当該業務委託の契約締結までの間に受けない者であること。

③会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きを行っていない者であること。

④市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納していない者であること。

⑤八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）の規定による排除措置要請を受け、当該状態が継続していない者であること。

⑥当該業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。

(3)複数者で参加する場合の留意事項

①共同で参加する複数者（以下「グループ」という。）の中からグループの代表となる法人等を定め、当該法人等が本企画競争に係る手続きを行うこと。なお、当該法人等は当該グループでの責任割合が最大であることを要する。

- ②グループを構成する全ての法人等が(1)①から②までの要件若しくは(2)①から⑤までの要件を満たすこと。
- ③グループとして、(1)③の要件を満たすこと。
- ④本企画競争に単独で参加した法人等は、グループを構成する法人等になることはできない。
- ⑤グループを構成する法人等は、他のグループを構成する法人等になることはできない。
- ⑥委託予定者として選定された場合は、グループとして委託契約の相手方になること。

5. 事業費

522,500 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

6. 提案募集事務局

八戸市総合政策部 若者活躍応援課

所在地：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

電話：0178-43-2319（直通） FAX：0178-47-1485

電子メールアドレス：waka@city.hachinohe.aomori.jp

7. 選定スケジュール

期 日	内 容
令和8年4月6日(月)	企画提案募集開始
令和8年4月13日(月) 午後5時	質問受付期限
令和8年4月20日(月) 午後5時	参加申込書 提出期限
令和8年5月8日(金) 午後5時	企画提案書 提出期限
令和8年5月18日(月)	選考結果の通知
令和8年5月下旬	契約締結及び業務開始

※日程については、変更することもある。その際は、応募者全員に事前に通知するものとする。

8. 応募手続

(1)企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問について以下のとおりとする。ただし、企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び選考に係る内容など、本業務の実施に必要ないと判断される質問は受け付けしない。

①受付期限

令和8年4月13日(月) 午後5時（必着）

②受付方法

指定様式（様式第1号）により、電子メールにて「6. 提案募集事務局」に提出すること。電話や口頭、FAX、受付期間以外の質問は受け付けない。

③回答方法

質問者に電子メールにより直接回答するとともに、八戸市ホームページに掲載する。

(2)参加申込

参加を希望する者は、以下により、持参又は郵送の方法で「6. 提案募集事務局」に提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く午前8時15分から午後5時まで、郵送の場合は最終日必着とする。

①受付期限

令和8年4月20日(月) 午後5時(必着)

②提出書類

次の書類とし、グループでの参加の場合は、ア及びイの書類はグループで1部、それ以外の書類については、グループを構成する全ての法人等の分を提出すること。

ア 参加申込書兼誓約書	様式第2号
【グループでの参加の場合のみ】 イ グループの規約、協定書等グループを構成する法人等の責任分担・責任割合が分かるものの写し (案の段階でも可とするが、委託予定者として選定された場合は、選考結果通知後速やかに原本の写しを提出すること。)	任意様式
以下の書類については、八戸市の令和8・9年度入札参加資格者名簿(工事種別、営業種目等は問わない)に登録されている法人等に係る分は不要とする。	
ウ 法人等の定款若しくは寄附行為又はこれらに類する書類の写し (法人以外の団体にあつては、団体の規約等)	任意様式
エ 企画競争参加申込に係る申立書(兼同意書)	様式第3号
オ 貸借対照表及び損益計算書(直前の1事業年度分)の写し (法人以外の任意の団体にあつては、団体の収支決算書等、収支の状況が分かる書類(直前の1事業年度分))	任意様式
カ ・法人の場合： 登記事項証明書(現在事項全部証明書) ・個人又は任意の団体の場合： 個人又は団体の代表者に係る市町村が発行する身分証明書 ※申請前3ヶ月以内に取得したもの。写し可。	当該証明書

(3)企画提案書の提出

①企画提案書の記載要領

別紙の仕様書に基づいた提案を求めるものとする。

なお、企画提案書は指定様式(様式第4号)により、必要に応じて図等を用い、わかりやすく詳細に記載すること

②提出書類

ア 企画提案書

イ 業務実施体制調書(様式第5号)

ウ その他企画提案に関連する書類

エ 見積書(任意様式) ※消費税及び地方消費税抜きの金額とし、積算内訳も明示すること

③提出部数

7部(正本1部、写し6部)

※提出書類はA4判縦(A3判横を折り込んでA4判縦とみなす)、横書き、左綴じとし、枚数は両面印刷で10枚以内に収めること。

④提出期限

令和8年5月8日(金)

⑤提出方法

持参又は郵送により「6. 提案募集事務局」に提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く午前8時15分から午後5時まで、郵送の場合は最終日必着とする。

(4)参加辞退

参加申込後に、参加を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第6号）を「6. 提案募集事務局」に持参又は郵送により提出すること。

9. 委託予定者の選考

(1)選考会

- ・企画競争選考会（以下、「選考会」という。）において、公正な選考を行うものとする。
- ・企画提案者が1者のみの場合においても、選考を行うこととする。

(2)採点方法

- ・企画提案者から提出された書類を基に総合的に採点を行うものとし、評価点は採点者一人あたり100点満点とする。
- ・採点項目等は下表のとおりとする。

採点項目	採点の観点	配点
業務内容の理解度	仕様書を満たし業務の趣旨を理解した内容か。	30
提案内容の具体性	効果的かつ実施可能な内容か、八戸市ならではの魅力が体感できるものとなっているか。	40
実施計画	実施スケジュールは妥当か。	10
実施体制	提案内容を確実に実施できる体制がとられているか。	10
経費見積	必要な経費が適切に計上され、妥当な水準であるか。	10

(3)選考方法

- ・採点の結果、評価点の合計が満点の6割以上を獲得した企画提案者のうち、一番評価の高い者を委託予定者として選定する。
- ・評価点が同点の者が複数ある場合は、採点項目のうち業務内容の理解度と提案内容の具体性の得点の合計が高い者を上位とする。その合計が同点の者が複数ある場合は、採点項目のうち経費見積の得点が高いものを上位とする。

(4)選考結果

選考結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知するとともに、市ホームページで公表する。なお、採点内容に関する質問には応じない。

10. 契約

(1)見積徴取

選考した委託予定者を本業務委託契約に係る随意契約の見積徴取の相手先とするとともに、企画提案書の内容に基づき、業務内容の詳細や業務の遂行に必要な具体的履行条件など詳細について協議と調整を実施するものとする。

なお、協議の結果、合意に至らない場合かつ次点順位者がある場合は、当該次点順位者と契約締結に向けた協議を行う（次点順位者以降についても同様の取扱いとする。）。

(2)契約の締結

契約に向けた協議の結果、合意に至り、かつ業務受託候補者から見積書を徴し、予定価格以内の場合、法令等に則り契約を締結する。

企画提案の内容については、業務委託を実施する際に市と協議の結果、変更されることがある。

11. その他

(1)企画提案書等の提出に必要な費用は企画提案者の負担とする。

(2)一者につき、一提案とする。

(3)企画提案書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(4)以下のいずれかに該当する場合、提案書の無効、失格となることがあるので注意すること。

ア 定められた日時及び場所に提出されなかった場合

イ 虚偽の記載があった場合

ウ 選考会での選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

エ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

オ 本要領に示す記載内容に従わない場合

カ 本要領に定める参加資格要件を満たさない者が提出した場合

キ 見積金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が「5. 事業費」の上限額を超過した場合

(5)提出された企画提案書等全ての資料は返却しない。

(6)提出書類の著作権は企画提案者に帰属するものとし企画提案者に無断で使用することはない。ただし、当市は本企画競争手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録又は保存等を行う。

(7)提出された全ての書類は、選考結果公表後に八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）に基づき公開することがある。